

# メドベージェフ政権の汚職対策

津田 憂子

## 【目次】

はじめに

I 優先的政策課題としての「汚職との闘い」

II 法律制定に至る経緯

III 法律の概要

おわりに

翻訳：2008年12月25日付ロシア連邦法第273-Φ3号

「汚職対策について」

## はじめに

現在のロシアでは、官僚機構だけでなく社会全体への汚職の蔓延が大きな問題となっている。プーチン大統領時代には官僚の汚職に厳罰を科す法案が長期にわたり審議されてきたが、刑法典及び刑事訴訟法典など一部の法律を改正することとどまり、汚職対策に特化した包括的な法律の制定は行われなかった。

事態の深刻さを反映して、メドベージェフ政権では優先的政策課題の1つに「汚職との闘い」を挙げている。メドベージェフ大統領がこの点を初めて明らかにしたのは、2008年3月2日の大統領選挙に先立つ同年2月15日の第5回クラスノヤルスク経済フォーラムの演説においてであった。演説の中でメドベージェフ大統領は、ロシア社会にはびこる最も重い病気とも言える汚職に本格的な対策を講じる必要があるとし、「汚職との闘い」に関する政策立案が特別に検討され実現されなければならないと強調した<sup>(注1)</sup>。そして、同年5月7日の大統領就任演説でも、優先課題として「汚職との闘い」が改めて提示された<sup>(注2)</sup>。

## I 優先的政策課題としての「汚職との闘い」

### 1 汚職対策評議会の創設

就任演説から約2週間が過ぎた2008年5月19

日に、クレムリンで汚職対策に関する会議が開かれた。会議の中でメドベージェフ大統領は、汚職はビジネス環境を破壊し、国家の活力を低下させ、政権に対する国民の信頼を失わせる点にその深刻さがあると主張し、「汚職を取り締まる措置に関する大統領令」に署名した<sup>(注4)</sup>。

全10項で構成される大統領令の要点は以下の5点に集約される。

- (1) 大統領直属の汚職対策評議会を創設する。
- (2) 汚職対策評議会の主要課題は、
  - (a) 汚職対策分野における国家政策の策定及び実現について大統領に提案を行う。
  - (b) 汚職対策分野における国家政策の実現に向けて、連邦及び連邦構成主体レベルの執行権力機関及び地方自治体の諸機関の活動を調整する。
- (3) 主要課題の解決に向けて汚職対策評議会は、
  - (a) 連邦及び連邦構成主体レベルの国家権力機関に対し、必要資料の受け取り及び照会を行う。
  - (b) 連邦及び連邦構成主体レベルの国家権力機関及び社会団体の代表者を会議に招聘する。
- (4) 汚職対策評議会の創設当初における課題に対処するため、汚職対策評議会幹部会を設置し、幹部会議長に大統領府長官(セルゲイ・ナルィシュキン)を当てる。幹部会の下には、汚職対策評議会メンバー、国家権力機関の代表者、専門家及び学者からなる社会組織の代表者で構成される作業グループを新設し、個々の問題に対処させる。
- (5) 汚職対策評議会幹部会議長は、幹部会の活動を組織しその方向性を決定する。また、議

長は、汚職対策国家計画に定める措置を実施する過程で汚職対策評議会に対し報告を行う。汚職対策国家計画の草案は汚職対策評議会幹部会議長に1か月後に提出される。

## 2 汚職対策国家計画草案の作成に向けて

2008年6月25日にナルィシュキン汚職対策評議会幹部会議長は、とりまとめた汚職対策国家計画草案をメドベージェフ大統領に提出した。<sup>(注5)</sup>

この草案は次の4部構成になっている。

- ① 汚職対策の法的措置。2008年10月1日までに、汚職対策に関する連邦法案の作成及び提出を行う。
- ② 汚職を防止するために、行政運営の効率化に関する諸措置を講じる。
- ③ 法律部門職員の専門性向上及び法律教育に関する諸措置を講じる。
- ④ 当該計画草案の実現に関する緊急措置を講じる。連邦及び連邦構成主体レベルの国家機関すべてに対して、汚職対策に関する独自の計画を作成し2008年11月1日までにそれを採択するよう要請する。

汚職対策国家計画草案は2008年7月2日、汚職対策の法的措置をめぐる諸問題に関する立法者会議の審議に付された。<sup>(注6)</sup>メドベージェフ大統領は会議の冒頭で、汚職対策国家計画草案については汚職防止及びそれに関する一連の法的枠組みの構築を目指している点を評価すると同時に、法律部門職員及び汚職事件の関係者に対する行政責任等に関する一連の法令を新たに作成することを提案した。<sup>(注7)</sup>

さらに立法者会議から10日後の7月12日に、メドベージェフ大統領は下院を構成する主要政党の指導者らと会談を持ち、汚職対策国家計画草案の実現に関して議論を交わした。この席で大統領は、下院秋会期の初め(9月ごろ)には草案実現に向けた実質的な活動が開始されるとの

<sup>(注8)</sup>見解を示したのである。

## II 法律制定に至る経緯

### 1 汚職対策国家計画の完成

草案は一部修正を経て2008年7月31日に大統領の署名を得、8月5日に公布された。汚職対策国家計画は、先述した草案の構成を踏襲しており、その主要内容は以下のとおりである。<sup>(注9)</sup>

#### (1) 汚職対策の法的保障に関する諸措置

- ・ 汚職対策の主要方針を定めた連邦法「汚職対策について」の法案を準備し下院へ提出する(2008年10月1日を期日とする)。 (この「汚職対策について」は、Ⅲにおいて概要を紹介するほか、全文を訳出して末尾に掲載する)。
- ・ 汚職対策に関する一連の法令の改正案を準備し下院へ提出する。改正の主な内容を要約すると次の4点になる。
  - ① 汚職による違法行為を行った企業、国家公務員及び地方公務員の行政責任を明示する。
  - ② 汚職を予防するメカニズム並びに国家公務及び地方公務における利害衝突を解決するメカニズムを構築する。
  - ③ 司法職を目指す個人並びに国家公務員職及び地方公務員職を目指す個人が申告する収入、資産及び債務についての情報の真偽を確かめるため調査を実施する。
  - ④ 刑法典の関連規定に従って汚職犯罪に対する制裁を強化する。

#### (2) 汚職を予防するための国政の改善に関する諸措置

- ・ 社会経済分野における国政の改善措置として、主に次の3点を挙げる。
  - ① 国家資産及び地方資産の利用、並びに、

国家資源及び地方資源の利用について厳密に規定する。

- ② 商品市場及び金融市場における公正な競争条件を設定すると同時に、インフラの独占利用に関する差別的条件を廃止する。
  - ③ 契約義務の履行を管理すると同時に、買収手続きの透明性を確保するために、国家資産及び地方資産の譲渡に際してはオークション取引及び取引所売買方式を優先的に利用する。
- ・ 国家機構の機能強化を図る措置として、主に次の2点を挙げる。
    - ① 労働評価制度の導入に伴い、連邦レベルの権限を地方レベルに一部委譲する、又は、国家機関の機能を非国家セクターに一部委譲する。
    - ② 国家公務員及び地方公務員の活動を市民社会の側からコントロールするシステムを構築すると同時に、公務員の余剰人員を削減する。
  - ・ 汚職及びその他の犯罪に係る違法行為の予防に従事する連邦レベルの様々な国家機関（軍務及びその他の専門事務に従事する執行権力機関は除く）の幹部職員構成の妥当性を検討する。

### (3) 法律部門職員の専門性向上及び法律教育に関する諸措置

- ・ 法律部門職員の専門性を向上させるための措置として、主に次の3点を挙げる。
  - ① 法学に関する教育プログラムの質を高めると同時に、学習者の実践訓練の機会を増やす。
  - ② 法律を遵守する姿勢を育成する。
  - ③ 上級及び中級レベルの専門教育機関の質に対する国家管理を強化する。

- ・ 法律教育の質の向上には主として次の3点が不可欠とされる。

- ① 汚職に対する不寛容な態度を社会に形成する活動に、全国的社会組織「ロシア法律家協会」並びにその他の社会及び宗教活動団体が参加することを国家が支援する。
- ② 個人資産を尊重する態度を社会及び国家機構の中に形成する。
- ③ 法律専門のテレビ番組に国民がアクセスできる条件を確保する。

### (4) 汚職対策国家計画の実現に関する緊急措置

- ・ ロシア連邦政府は、所定の方式に則り、国家公務員及び地方公務員に対する増俸及び年金の保障に関する提案を2009年2月1日までに行う。
- ・ ロシア連邦政府は各種社会団体の代表者との討議に基づいて、所定の方式に則り、①汚職の禁止、抑制、又は根絶に対する責任メカニズムの改善、②連邦レベル、連邦構成主体レベル、地方レベルそれぞれの予算の使用に対する社会的コントロールの拡大に関する提案を2009年2月1日までに行う。
- ・ ロシア連邦最高検察庁は国家資産利用の合法性に関する調査を行い、調査結果を2009年3月1日までに大統領直属の汚職対策評議会に報告する。

## 2 汚職対策国家計画に対する反応

汚職対策国家計画の成立は、何よりもまず、汚職対策に関する法秩序に基づいた正常な仕組みを築き上げることなしには、国家の今後の発展はありえないという認識が政権側に生じてきたことの反映とみなすことができる。

同計画の重点は、懲罰措置の厳格化にあるのではなく、汚職の防止、社会の側からの歪んだ

既存の価値体系の再評価にあると言えるだろう。それは例えば、汚職対策に大きく関わりを持つロシア連邦会計検査院及び最高検察庁のスタンスからも窺える。

会計検査院は、法案制定の過程で、「汚職との闘い」に関する独自の計画を2008年9月23日に大統領府に提出した。セルゲイ・ステパシン会計検査院議長によると、計画の柱は次の3点になる。①潜在的な汚職のリスクがない状態を保障する、②2008年10月から下院で審議される連邦法案「汚職対策について」に対し具体的な提案を行う、③力の構造（治安機関及び軍を指す）との相互関係を作り上げる。さらに同議長は、汚職そのものの定義を明確にすることを第一の課題として挙げ、汚職に対する厳格な取り締まりには反対の姿勢を見せた。<sup>(注10)</sup>

また、最高検察庁では2008年9月24日に、法律保護機関（検察庁、裁判所、警察を指す）の代表者のほか、セルゲイ・サビャーニン副首相やラシッド・ヌルガリエフ内務大臣らも出席した汚職対策調整会議が開かれた。会議では、従来とは異なる具体的な汚職対策行動の実現が強調され、取り締まりの厳格化ではなく、汚職に対する警告を行い、不寛容な雰囲気を作り出す点に重点が置かれた。

汚職対策国家計画の成立をうけて、経済週刊誌「エクスパート」編集長ワレリー・ファデーエフ（「統一ロシア」党员）は、あらゆるレベルの汚職は「先進民主主義諸国」において存在するという必然悪としての汚職を認めた上で、にもかかわらず国家の発展にとって「汚職との闘い」は不可欠な要素であり、汚職に関する法律の制定は喫緊の課題であると指摘している。<sup>(注11)</sup>

こうして、汚職対策国家計画に基づいた連邦法「汚職対策について」の法案は、2008年11月7日に下院の第一読会で、12月17日に第二読会<sup>(注12)</sup>で可決された。最終的に下院で12月19日に可決された後、上院を通過し、大統領の署名を得

<sup>(注13)</sup>  
て連邦法として12月30日に公布された。

### III 法律の概要

同法は、14か条からなる短い法律である。

まず、汚職及び汚職対策に関する基本概念を明確にした上で（第1条）、汚職対策の法的根拠及び汚職対策の基本原則を挙げている（第2条及び第3条）。

続いて同法では、汚職対策分野における国際協力について、海外諸国における専門機関との情報交換を行いつつ、国際協力を強化させる点を挙げている。汚職犯罪を犯した容疑者（被告）の所在地の究明、さらには、汚職で得た海外資産の捜索、押収及び本国への送還に関して、効率的な協力形態を発展させる（第4条及び第7条第16項）。

汚職対策の組織基盤として、ロシア連邦大統領及びロシア連邦政府が担う役割を規定し、また、汚職問題に関する連邦及び連邦構成主体の活動並びに地方自治機関の活動を調整するために、連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに第三者からなる活動調整機関を設置する（第5条）。

汚職の予防措置として、とりわけ国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民の資格基準を明確に定め、当該市民の解雇又は法的責任に関する措置の適用に伴う具体的な根拠を明らかにする（第6条）。

汚職対策の有効性向上に関する国家機関の活動については、汚職対策分野における統一した国家政策を実施し、市民社会及びその他の制度と国家機関との相互関係の仕組みを形成し、また、国家機関それ自体の体系及び構造を改善する。さらに、国家権力機関及び地方自治機関の活動情報に対する市民のアクセスを保障する（第7条）。

国家公務員及び地方公務員の義務として、収入、資産及び債務についての情報を申告するこ

と、また、汚職による違法行為の勧誘について報告すること、の2点を挙げ、これに関し具体的な規定を設ける(第8条及び第9条)。

国家公務及び地方公務に生じる利害衝突の有害性を指摘した上で(第10条)、そうした衝突を予防し解消するために、衝突の可能性についての上司への報告、当事者である公務員の免職処分を含む措置を講じる(第11条)。

国家公務員職及び地方公務員職の代行を務める市民と労働契約を締結する際の諸条件を定める(第12条)。また、汚職による違法行為に対する個人及び法人の責任措置は、それぞれに個別に適用される(第13条及び第14条)。

## おわりに

2009年2月6日に開かれた内務省拡大会議の冒頭演説で、メドベージェフ大統領は汚職対策に関する連邦法に言及し、公務員の汚職だけでなく、警察職員による汚職の常態化についても対策措置を講じる必要性を説いた。また、汚職による違法行為を取り締まるために、権利保護対策の効率性を上げる点を強調した。<sup>(注14)</sup>

連邦法「汚職対策について」の制定は、汚職対策の法的措置を実現したという点では一応の成果と言えるが、上述の内務省拡大会議における大統領の発言にもあるように、汚職対策措置のより広範囲な適用並びに汚職対策の効率性及び有効性の検証が引き続き重要な課題として挙げられる。

実際のところ、プーチン大統領時代においても既存の法律を改正することで汚職に対する取り締まりの厳格化は部分的に行われていた。しかし、汚職対策評議会のような専門機関の創設、及び、汚職を取り締まるための包括的な法律の制定といった一連の改革を考慮すれば、ロシアにおける汚職問題への取り組みはメドベージェフ政権において新しい段階に入ったと評価できる。

## 注

\* 本稿のインターネット情報はすべて2009年2月27日現在である。

- (1) «Стенограмма выступления кандидата в Президенты РФ, первого заместителя председателя Правительства России Дмитрия Медведева на V Красноярском экономическом форуме» (「第5回クラスノヤルスク経済フォーラムにおけるメドベージェフ・ロシア大統領候補及び第一副首相の演説速記録」) 政党「統一ロシア」のHP <<http://www.mos-partya.ru/news/single/7100/federal/>>
- (2) «Выступление на церемонии вступления в должность Президента России» (「ロシア大統領就任演説」) ロシア連邦大統領府HP <[http://www.kremlin.ru/appears/2008/05/07/1235\\_type63374type82634type122346\\_200262.shtml](http://www.kremlin.ru/appears/2008/05/07/1235_type63374type82634type122346_200262.shtml)>
- (3) «На счет 'три'» *Российская газета*, 2008.5.20 (「総計は'3'」『ロシア新聞』2008.5.20.)
- (4) Указ Президента Российской Федерации от 19.05.2008 N815 «О мерах по противодействию коррупции» (「汚職対策に関する措置について」ロシア連邦大統領令2008.5.19 No.815) ロシア連邦大統領府HP <<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=045983>>
- (5) «Начало рабочей встречи с Руководителем Администрации Президента, председателем президиума Совета по противодействию коррупции Сергеем Нарышкиным» (「大統領府長官兼汚職対策評議会幹部会議長セルゲイ・ナルィシュキンとの打ち合わせ会議の開始」) ロシア連邦大統領府HP <[http://www.kremlin.ru/appears/2008/06/25/1400\\_type63378\\_203028.shtml](http://www.kremlin.ru/appears/2008/06/25/1400_type63378_203028.shtml)>
- (6) この会議には大統領を含め、首相、連邦議会議員、大統領直属の汚職対策評議会のメンバー、治安機関の閣僚、憲法裁判所長官、最高裁判所長官、検察庁長官、連邦管区大統領全権代表、社会院のメンバーが参加し、汚職対策国家計画草案が審議された。  
«МОСКВА. Дмитрий Медведев принял участ

- い、在任中に、ロシア連邦大統領府HPより、以下を参照。〈<http://www.kremlin.ru/text/docs/2008/07/204857.shtml>〉
- (7) 「Вступительное слово на заседании Совета законодателей по вопросам законодательного обеспечения противодействия коррупции」(「モスクワ・ドミートリ・メドベージェフが汚職対策の法的措置をめぐる諸問題に関する立法者会議に参加」) ロシア連邦大統領府HP < <http://www.kremlin.ru/text/news/2008/07/203398.shtml> >
- (8) 「Вступление на заседании Совета законодателей по вопросам законодательного обеспечения противодействия коррупции」(「汚職対策の法的保障をめぐる諸問題に関する立法者会議の開会の辞」) ロシア連邦大統領府HP < [http://www.kremlin.ru/appears/2008/07/02/1455\\_type63374type63376type63378type82634\\_203400.shtml](http://www.kremlin.ru/appears/2008/07/02/1455_type63374type63376type63378type82634_203400.shtml) >
- (9) 「Президент поставил задачу кардинального обновления законодательства в сфере противодействия коррупции к началу следующего года」(「大統領、来年度に向けて汚職対策立法の抜本的刷新という課題を設置」) ロシア連邦大統領府HP < <http://www.kremlin.ru/text/themes2008/07/204020.shtml> >; 「Начало встречи с руководителями и партий, представленных в Государственной Думе」(「下院を代表する政党指導者との会談開始」) ロシア連邦大統領府HP < <http://www.kremlin.ru/text/appears/2008/07/204022.shtml> >
- (10) 「У борьбы с коррупцией нет делянок」*Российская газета*, 2008.9.24 (「汚職との闘いに分け前はない」『ロシア新聞』2008.9.24.)
- (11) 「"Единая Россия" превращает борьбу с коррупцией в новый нацпроект」*Известия*, 2008.8.4 (「汚職との闘いを新しい国家計画に変えつつある"統一ロシア"」『イズベスチヤ』2008.8.4.)
- (12) 「Чиновники ответят за дворцы」*Российская газета*, 2008.12.18 (「豪邸の責任を取る役人」『ロシア新聞』2008.12.18.)
- (13) Федеральный закон от 25.12.2008 N273-ФЗ «О противодействии коррупции」(「汚職対策について」ロシア連邦法2008.12.25 No.273-ФЗ) ロシア連邦大統領府HP < <http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=049786> >
- (14) 「Вступительное слово на расширенном заседании коллегии Министерства внутренних дел」(「内務省拡大会議の開会の辞」) ロシア連邦大統領府HP < [http://www.kremlin.ru/appears/2009/02/06/1304\\_type63376type63378\\_212563.shtml](http://www.kremlin.ru/appears/2009/02/06/1304_type63376type63378_212563.shtml) >
- (つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)

# 2008年12月25日付ロシア連邦法第273-ФЗ号「汚職対策について」

Федеральный закон от 25.12.2008 N273-ФЗ «О противодействии коррупции»

津田 憂子訳

この法律は、汚職対策の基本原則、汚職防止の法的及び組織的根拠並びに汚職との闘い、汚職による違法行為の最少化及び(又は)その一掃について定めるものである。

## 第1条 この法律で用いられる基本概念

この法律には次の基本概念が用いられる。

### 1. 汚職

a) 自己又は第三者のために、金銭、高価品、その他の資産、財産的性格のサービス、財産権の形態で利益を得ることを目的として、職務上の立場を悪用すること、賄賂を供与したり受領したりすること、権限を悪用すること、商業買収を行うこと、合法的な社会的利害及び国家的利害に反して個人が非合法的に職務上の立場を利用すること、こうした利益を第三者から当該個人に非合法的に供与すること

b) 法人の名において又は法人の利益のために前項 a に定める行為を行うこと

2. 汚職対策 — 連邦の国家権力機関、連邦構成主体の国家権力機関、地方自治機関、市民社会、組織及び個人が、それぞれの権限の範囲内で行う次の活動である。

a) 汚職の原因を明らかにし除去することを含めた、汚職の防止(汚職の予防)

b) 汚職による違法行為の暴露、予防、摘発、捜査(汚職との闘い)

в) 汚職による違法行為の最少化及び(又は)その一掃

## 第2条 汚職対策の法的根拠

汚職対策の法的根拠となるのは、ロシア連邦<sup>(注1)</sup>憲法、連邦憲法法、一般国際法の原則及び基準、

ロシア連邦が締結した国際条約、本法及びその他の連邦法、ロシア連邦大統領の規範的法的文書、ロシア連邦政府の規範的法的文書、連邦の国家権力機関の規範的法的文書、連邦構成主体の国家権力機関の規範的法的文書並びに地方自治体の法的文書である。

## 第3条 汚職対策の基本原則

ロシア連邦の汚職対策は次の基本原則に基づく。

1. 個人及び市民の基本的権利及び自由の承認、保障、保護
2. 合法性
3. 国家機関及び地方自治機関の活動の公開性
4. 汚職による違法行為に対する責任の不可避性
5. 政治的、組織的、情報プロパガンダ的、社会経済的、法的、特殊な手段の総合的利用
6. 汚職防止措置の優先的適用
7. 市民社会、国際組織及び個人と国家との協力

## 第4条 汚職対策分野におけるロシア連邦の国際協力

(1) ロシア連邦は、ロシア連邦が締結した国際条約に従い、及び(又は)、相互主義に基づき、海外諸国、その国の法律保護機関及び特別官庁、並びに国際機構とともに、次の事項を目的として協力する。

1. 汚職犯罪を犯した容疑者(被告)、その所在地の究明及び汚職犯罪の他の関係者の所在地の究明

2. 汚職による違法行為の結果受け取った、又は、その犯罪の手段となった資産の公開
  3. 調査又は司法鑑定を実施する対象又はサンプルの提供
  4. 汚職対策問題に関する情報交換
  5. 汚職の予防及び汚職との闘いに伴う活動の調整
- (2) ロシア連邦の国境外で汚職による違法行為を行った罪に問われる(疑いのある)、外国籍市民、ロシア連邦に定住していない市民権のない個人、海外の法令に従って設立された法的能力を持つ外国法人、国際企業又はその支部及び代表機関(海外企業)は、ロシア連邦の国際条約及び連邦法に定める要件及び方式により、ロシア連邦の法令に従って責任を負う。

#### 第5条 汚職対策の組織基盤

- (1) ロシア連邦大統領は、
  1. 汚職対策分野における国家政策の基本的方向を規定し、
  2. 汚職対策分野における、連邦の執行権力機関の管轄及びその機関が行う活動指針を決定する。
- (2) ロシア連邦議会は汚職対策問題に関する連邦法の作成及び採択を保障し、その権限の範囲内で執行権力機関の活動を管理する。
- (3) ロシア連邦政府は、連邦の執行権力機関の汚職対策に関する機能、及び、各機関が行う活動指針を計画する。
- (4) 連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに地方自治機関は、その権限の範囲内で汚職対策を行う。
- (5) ロシア連邦大統領の決定に従って、汚職対策分野における国家政策の実現に向けた連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに地方自治機関の活動について調整するために、連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに

- 第三者から成る機関(以下、「汚職対策分野における活動調整機関」という)が設置される。汚職対策分野における活動調整機関の決定を実行するために、ロシア連邦大統領の大統領令、大統領指令及び委任の各草案、並びにロシア連邦政府の政府決議、政府指令及び委任の各草案が準備され、それらの草案は規定された方式で大統領及び政府の審議に付される。また、その代表者が汚職対策分野における活動調整機関のメンバーでもある連邦及び連邦構成主体の国家権力機関は法令(共同法令)を制定する。汚職対策分野における活動調整機関が汚職による違法行為の証拠を得た場合、証拠を調査しその結果に関して法律に定める方式で決定を行う権限のある国家機関に、[この違法行為問題・訳者注]を委譲する。
- (6) ロシア連邦検察庁長官及び長官に属する検察官は、その権限の範囲内で、内務省及び連邦安全保障局、ロシア連邦関税機関、汚職との闘いに関するその他の法律保護機関の活動を調整し、連邦法に定める汚職対策分野における権限を行使する。
  - (7) ロシア連邦会計検査院は、自らの権限範囲内で、1995年1月11日付連邦法第4-Φ3号「ロシア連邦会計検査院について」に従って汚職対策を行う。

#### 第6条 汚職の予防に関する諸措置

- (1) 汚職の予防は次の基本措置を適用する。
  1. 汚職に対する不寛容さを社会に形成すること。
  2. 法律及び法案の内容に対する汚職対策調査を行うこと。
  3. 国家公務員職又は地方公務員職の代行、及び、国家公務員職又は地方公務員職を志望する市民に対する技術資格要件を所定の方式で申告すること。また、当該市民が申告した情報を所定の方式で調査すること。



4. 国家公務員職又は地方公務員職の代行に関するロシア連邦の規範的法令に定めるリストに含まれた、国家公務員職若しくは地方公務員職を代行する個人を解雇する根拠、又は、情報を申告しなかったことに対する法的責任、収入、資産及び債務についての不確実で不完全な情報を申告したことに対する法的責任、若しくは、配偶者及び未成年の子の収入、資産及び債務に関する明白な虚偽の情報を申告したことに対する法的責任に関する措置を適用する根拠を定めること。
5. 連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに地方自治機関に執務規則を導入する。当該規則に従って、国家公務員又は地方公務員による効率的かつ長期的な遺漏ない職務の履行は、管理職への任命又は軍事若しくは社会的称号、官等若しくは外交官職位の授与に際して所定の方式で考慮されなければならないこと。
6. 汚職対策に関するロシア連邦の法令を遵守するための社会及び議会によるコントロールを強化すること。

#### 第7条 汚職対策の有効性向上に関する国家機関活動の基本的方向

汚職対策の有効性向上に関する国家機関活動の基本的方向は次の点である。

1. 汚職対策分野における統一した国家政策を実施すること。
2. 汚職対策問題に関して、法律保護機関及びその他の国家機関と社会及び議会の委員会との相互関係、並びに、市民及び市民社会制度との相互関係の仕組みを形成すること。
3. 国家公務員及び地方公務員、並びに市民を、汚職対策により積極的に参加させること、並びに、汚職行為に対する否定的態度

- を社会に形成することに関する立法措置、行政措置、及びその他の措置を講じること。
4. 国家機関の体系及び構造の改善、その活動に対する社会的管理の仕組みを構築すること。
  5. 対汚職基準の導入。すなわち、汚職対策分野における汚職の防止を保障するような、禁止、抑制、許可に関する統一体系を構築すること。
  6. 国家公務員に対する、また同様にロシア連邦の公職に就いている個人に対しても、権利及び制限、禁止及び義務の一元化を図ること。
  7. 連邦及び連邦構成主体の国家権力機関並びに地方自治機関の活動に関する情報に対する市民のアクセスを保障すること。
  8. メディアの独立を確保すること。
  9. 裁判官の独立及び裁判に対する不介入の原則を厳守すること。
  10. 汚職対策に関する法律保護機関及び監督機関の活動を向上させること。
  11. 国家公務及び地方公務の事務手続を改善すること。
  12. 国家需要及び地方需要に対する、商品の供給、労働、サービス等の発注を行う際、誠実性、公開性、競争性、客観性を保障すること。
  13. とりわけ経済活動分野における不当な禁止及び制限を排除すること。
  14. 国家資産及び地方資産の利用方式、国家資源及び地方資源の利用方式(国家援助及び地方援助を提供する場合も含める)、並びに当該資産の利用及びその収用に伴う権利の譲渡方式を改善すること。
  15. 国家公務員及び地方公務員の労働報酬及び社会保障の基準を引き上げること。
  16. 汚職対策、並びに、汚職で得た海外資産の捜索、押収及び本国への送還に関して、

国際協力を強化し、法律保護機関、特別官庁、金融調査機関、海外の管轄機関、及び国際組織との効率的な協力形態を発展させること。

17. 市民及び法人の訴えに含まれる問題の解決に向けたコントロールを強化すること。
18. 国家機関の一部の機能を、自己調整機関、又は、その他の非国家組織[NGOやNPOを指す・訳者注]に委譲すること。
19. 国家公務員及び地方公務員の人員を削減すると同時に、国家公務及び地方公務に専門的技能を有する者を起用すること。
20. 汚職の原因を除去する措置が適用されないことに対し、連邦及び連邦構成主体の国家権力機関及び地方自治機関、並びに当該諸機関の公務員の責任を追及すること。
21. 行政上及び職務上の規定に照らし国家機関及びその公務員の権限の最適化及び具体化を図ること。

#### 第8条 収入、資産及び債務についての情報を申告する国家公務員及び地方公務員の義務

- (1) ロシア連邦の規範的法令に定めるリストにある国家公務員職又は地方公務員職の代行を志望する市民、及びロシア連邦の規範的法令に定めるリストにある国家公務員職又は地方公務員職を代行する公務員は、自己の収入、資産及び債務についての情報、並びに、配偶者及び未成年の子の収入、資産及び債務についての情報を雇い主の代表(雇用主)に申告する義務を負う。当該情報の申告方法は連邦法及びその他のロシア連邦の規範的法令によって定めるものとする。
- (2) この条に従って国家公務員及び地方公務員が申告した、収入、資産及び債務についての情報は、連邦法に則って国家機密扱いされない場合でも、秘密とされる。

(3) 国家公務員若しくは地方公務員又はその配偶者若しくは未成年の子の収入、資産及び債務についての情報は、以下のいずれかの理由の場合には利用することが許されない。①公務員の支払い能力、又はその配偶者及び未成年の子の支払い能力を明らかにし確定するため、②個人的利益の場合を含め、社会団体若しくは宗教団体、又はその他の組織に、直接的又は間接的な方法で寄付金(納付金)を募るため。

(4) 国家公務員若しくは地方公務員又はその配偶者若しくは未成年の子の収入、資産及び債務についての情報を漏洩した罪に問われた個人、並びに連邦法に規定されない目的のために当該情報を違法利用した個人は、ロシア連邦の法令に従って責任を負う。

(5) 国家公務員及び地方公務員の収入、資産及び債務についての情報は、ロシア連邦の規範的法令に定める方式で、公表のためマスコミに提供される場合がある。

(6) 第1項に規定する、国家公務員若しくは地方公務員又はその配偶者若しくは未成年の子の収入、資産及び債務についての当該情報の真正性及び完全性に関する調査は、雇い主の代表(雇用主)又は雇い主の代表(雇用主)に権限を与えられた個人が、国家公務員若しくは地方公務員又はその配偶者若しくは未成年の子の収入、資産及び債務についての情報を管理する法律保護機関又は国家機関に対し、独立して、又は、ロシア連邦大統領が定める質問方式に沿った方法で実施される。

(7) 市民が国家公務又は地方公務に就く際、雇い主の代表(雇用主)に、自己の収入、資産及び債務についての情報、並びに、その配偶者及び未成年の子の収入、資産及び債務についての情報を申告しない場合、又は、不確実で不完全な情報を申告した場合は、当該市民の国家公務又は地方公務への受け入れを拒否

する根拠となる。

- (8) 国家公務員又は地方公務員が第1項に規定する義務を履行しない場合、当該不履行は、国家公務員又は地方公務員を国家公務員職若しくは地方公務員職から解雇する理由、又は、ロシア連邦の法令に従った懲戒責任を別途追及する理由となる違法行為である。
- (9) 国家公務員又は地方公務員に適用される、国家公務員についての連邦法又は地方公務員についての連邦法により、禁止、制限、義務、及び勤務態度に関する規定をより厳格に定めるものとする。

#### 第9条 汚職による違法行為の勧誘について報告する国家公務員及び地方公務員の義務

- (1) 国家公務員又は地方公務員は、雇い主の代表(雇用主)、検察機関又はその他の国家機関に対し、何らかの個人から汚職による違法行為の勧誘が行われたあらゆる場合について報告する義務を負う。
- (2) 汚職による違法行為の勧誘事実についての報告は、当該事実に従って調査が行われたか又は行われている場合を例外として、国家公務員又は地方公務員の職務である。
- (3) 国家公務員又は地方公務員が第1項に規定する職務を履行しない場合、当該不履行は、国家公務員職又は地方公務員職を解雇する原因、又は、ロシア連邦の法令に従って懲戒責任を別途追及する原因となる違法行為である。
- (4) 雇い主の代表(雇用主)、検察機関又はその他の国家機関に対し、汚職による違法行為の勧誘事実について、又は、他の国家公務員若しくは地方公務員が行った、収入、資産及び債務についての情報を申告しないか若しくは不確実で不完全な情報を申告することによる違法行為の事実について、報告を行った国

家公務員又は地方公務員は、ロシア連邦の法令に従って国家の保護の下に置かれる。

- (5) 国家公務員又は地方公務員に対して行われた汚職による違法行為の勧誘事実を雇い主の代表(雇用主)に報告する方式、報告に含まれる情報項目、当該情報を調査する組織及び情報を登録する方式は、雇い主の代表(雇用主)がこれを決定するものとする。

#### 第10条 国家公務及び地方公務における利害衝突

- (1) 国家公務及び地方公務における利害衝突の下では、国家公務員又は地方公務員の(直接的又は間接的な)個人的利害が職務履行に影響を及ぼす又は影響を及ぼしうるような状況、並びに、国家公務員又は地方公務員の個人的利害と、市民、組織、社会又は国家の権利及び法的利害との対立が生じつつある又は生じうる状況が認められる。この対立は、市民、組織、社会又は国家の権利及び法的利害に害を加えうるものである。
- (2) 職務遂行に影響を及ぼす又は影響を及ぼしうる国家公務員又は地方公務員の個人的利害の下では、職務を履行する際に、国家公務員又は地方公務員が自己又は第三者のために、金銭形態での収入、高価品、資産又は債権、その他の財産権を受け取る可能性が認められる。

#### 第11条 国家公務及び地方公務における利害衝突を予防し及び解消する方式

- (1) 国家公務員又は地方公務員は、利害衝突が発生するあらゆる可能性を排除する措置を講じる義務を負う。
- (2) 国家公務員又は地方公務員は、発生した利害衝突又はその発生の可能性について、自己の直属の上司のみがそれについて知ることができるように、当該上司には書面で報告する

義務を負う。

- (3) 雇い主の代表は、利害衝突をもたらすか又はもたらす可能性のある個人的利害が国家公務員又は地方公務員にあることについて自ら知るところとなった場合、利害衝突を防止し又はその状態を解消する措置を講じる義務を負う。
- (4) 利害衝突の防止又はその解消は、最悪の場合当事者を免職処分にすることを含め、所定の方式で利害衝突の当事者である国家公務員又は地方公務員の職務状態を変更すること、及び(又は)、利害衝突が発生する原因である利益を放棄させることによるものとする。
- (5) 国家公務員又は地方公務員が当事者である利害衝突の予防又はその解消には、ロシア連邦の法令に定める要件及び方式により、国家公務員又は地方公務員の忌避又は自主的回避の方法が用いられる。
- (6) 国家公務員又は地方公務員が有価証券及び株式(又は参加持分、組織の授権資本(共同出資金))を保有している場合、当該公務員は利害衝突を予防するために、ロシア連邦の法令に従って、保有する有価証券及び株式(又は参加持分、組織の授権資本(共同出資金))を信託運営に委ねなければならない。

#### 第12条 労働契約を締結する際、国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民に課せられる制約

- (1) 国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民は、営利団体及び非営利団体を管轄する国政権限のうち国家公務員及び地方公務員の職務になっているものがある場合、国家公務員を代行する市民の職務態度及びロシア連邦の規範的法令に定める方式で行われる利害衝突解消の規定遵守に関する関連委員会の同意を得て、当該営利団体及び非営利団体における地位も代行する権利を有する。当該市民の

リストは、国家公務又は地方公務を免じられた後2年の間にロシア連邦の規範的法令に掲載するものとする。

- (2) 国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民は、労働契約を締結する際に、前勤務先についての情報を雇い主の代表(雇用主)に知らせなければならない。当該市民のリストは、国家公務又は地方公務を免じられた後2年の間にロシア連邦の規範的法令に掲載するものとする。
- (3) 国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民が前項に定める規定を遵守しない場合、当該市民と締結した労働契約は解除される。当該市民のリストは、国家公務又は地方公務を免じられた後2年の間にロシア連邦の規範的法令に掲載するものとする。
- (4) 雇用主は、国家公務員職又は地方公務員職を代行する市民と労働契約を締結する際、10日の間にロシア連邦の規範的法令の定める方式で、国家公務員又は地方公務員の前勤務先の雇い主の代表(雇用主)に当該契約の締結について通知する義務を負う。当該市民のリストは、国家公務又は地方公務を免じられた後2年の間にロシア連邦の規範的法令に掲載するものとする。
- (5) 雇用主が前項に定める義務を履行しない場合、ロシア連邦の法令に従って、違法行為とみなされ、責任を伴うものとする。

#### 第13条 汚職による違法行為に対する個人の責任

- (1) ロシア連邦の市民、外国籍市民及び市民権のない個人は、ロシア連邦の法令に従って、汚職による違法行為に対し、刑法上、行政上、民法上及び懲戒上の責任を負う。
- (2) 汚職による違法行為を行った個人は、裁判所の決定により、ロシア連邦の法令に従って国家公務及び地方公務の常勤職に就く権利を

剥奪される。

#### 第14条 汚職による違法行為に対する法人の責任

- (1) 法人の名において又は法人の利益のために、汚職による違法行為又は汚職による違法行為を行うための条件を生み出す違法行為の組織化、準備、実行がなされる場合、法人に対し、ロシア連邦の法令に従って責任に関する措置が適用される。
- (2) 汚職による違法行為に対する責任に関する措置を法人に適用することは、汚職による当該違法行為に対する個人の罪を免除するものではない。同様に、汚職による違法行為に対する個人の刑事上の責任又はその他の責任の

追及は、汚職による当該違法行為に対する法人の責任を免除するものではない。

- (3) この条の規定は、ロシア連邦の法令に定める場合には、外国法人にも適用される。

#### 注

- (1) 連邦憲法とは、連邦構成主体の新設、国旗・国章・国歌の制定、連邦構成主体政府の行政手続、裁判制度の制定、憲法裁判所の業務制定、非常事態・戦争状態の決定、憲法会議招集について定めるもので、下院の総議員の3分の2、上院の総議員の4分の3の議決で成立する。

(つだ ゆうこ・海外立法情報課非常勤調査員)